

令和5年度  
第1回一宮市農業委員会総会  
議 事 録

と き：令和5年4月26日（水）

と ころ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

# 一宮市農業委員会 第1回総会 議事録

令和5年4月26日（水）開催

## <議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 買受適格証明願（3条許可）決定について

議案第4号 買受適格証明願（5条許可）意見決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請許可報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

## <出席委員>

（農業委員：18名）

1番 山内 磨砂樹	2番 浅野 豊久
3番 坂井 利弘	4番 本多 幸信
5番 伊藤 真澄	6番 服田 裕二
7番 森下 重信	8番 戸松 勲
9番 河邊 直喜	10番 加藤 和敏
11番 大橋 源一郎	12番 稲垣 哲夫
13番 伊藤 真由美	14番 野田 正広
15番 （欠席）	16番 武田 金之
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：16名）

1番 木村 光男	2番 今井 賢次
3番 鷺津 富夫	4番 蟹江 勇夫
5番 大嶋 茂	6番 柴山 守男

7番	野田	義隆	8番	吉田	善政
9番	(欠席)		10番	花木	定信
11番	山中	政勝	12番	安藤	均
13番	夫馬	政義	14番	川合	一
15番	高橋	紘治	16番	後藤	守
17番	菱川	善也			

<欠席委員>

(農業委員：1名)

15番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：1名)

9番 土川 猛司

<事務局>

事務局長 加藤 勝明

課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦

主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第1回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしく願いいたします。

開 会 (午後2時05分)

**【浅野議長】**

それでは、ただいまから、第1回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

**【浅野議長】**

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。12番 稲垣哲夫委員さん、13番 伊藤真由美委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。

**【神尾主査】**

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。議案第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転2件、使用貸借権設定1件です。詳細は、2ページをご覧ください。1番につきましては、経営拡大のため使用貸借権を設定されるものです。2番、3番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。4月1日より、3条許可における下限面積要件が撤廃されましたので、今回は3件とも、取得前耕作面積が2,000㎡未満となっております。なお、3番につきましては、自宅に隣接する農地を新たに取得されるものです。

以上、農地法第3条許可3件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また、担当農業委員さんに事前に議案を送付し現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【浅野議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の3ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転15件、賃借権設定3件、使用貸借権設定3件です。詳細は、4ページから8ページとなります。

4ページの1番から6ページの12番につきましては分家住宅、13番につきましては先端技術工場、14番につきましては物流倉庫を建築するものです。以上、14件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、15番から7ページの18番につきましては駐車場、19番につきましては駐車場兼資材置場、20番から8ページの21番につきましては資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可21件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【夫馬推進委員】

18番の案件について、事業者は規模の拡張を繰り返していますが、排水や水路にコンクリートや鉄板の蓋掛けをするなどの利用の問題で周囲とトラブル

を抱えています。境界の問題もあります。また今回の申請地が転用されると奥にある田への出入りが出来なくなってしまいます。南側を国道155号線に面していますが、高低差もありますし、歩道もありますので相当費用も掛かるのではないかと思います。そもそも乗り入れの許可がされるのかもわかりません。

そのような案件になりますので、慎重に審議をお願いします。

**【浅野議長】**

ただいま夫馬推進委員より発言がありました。状況の確認をしますので、ここで暫時休憩とします。

休 憩 (午後2時16分)

休 憩

再 開 (午後2時50分)

**【浅野議長】**

議事を再開します。

**【加藤事務局長】**

本申請については、新川流域特定都市河川浸水被害対策法に基づく薄い対策や水路占用許可等が必要となりますが、これが不明瞭ということであれば、「行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」について意見を付すこととなります。また、周辺農地への出入りに支障があるということであれば、「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」について意見を付すこととなります。

**【浅野議長】**

ただいま事務局の説明がありましたが、18番について、「行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」及び「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」について意見を付すことについて、何かご異議はございませんか。

議 場 [質疑なし]

**【浅野議長】**

ご意見もないようですので、18番の案件について、意見を付すことに異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号18番については、「行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」及び「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」について意見を付して一宮市長に進達することといたします。

引き続き、18番を除き、何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号（18番を除く）については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「買受適格証明願（3条許可）決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の9ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、買受適格証明願（3条許可）決定についてです。今月の申請は、2件です。詳細は、10ページをご覧ください。

1番、2番につきましては、経営拡大のために所有権を移転する目的で、名古屋地方裁判所一宮支部が行う競売に参加するために、3条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（3条許可）2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第4号「買受適格証明願（5条許可）意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の11ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、買受適格証明願（5条許可）意見決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、12ページをご覧ください。

1番につきましては、駐車場として利用する目的で、名古屋地方裁判所一宮支部が行う競売に参加するために、5条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（5条許可）1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

**【神尾主査】**

提出議案の13ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、14ページをご覧ください。

1番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【浅野議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

**【浅野議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

**【浅野議長】**

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

**【神尾主査】**

提出議案の15ページをご覧ください。議案第6号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、16ページから17ページとなります。

17ページの1番から3番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【浅野議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

**【浅野議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

**【浅野議長】**

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決・決定することといたします。

**【浅野議長】**

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
  - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
  - ・報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請許可報告について」
  - ・報告第4号「現況証明報告について」
  - ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

**【神尾主査】**

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから4ページの13件です。つづきましては、5ページをご覧ください。

報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、6ページから16ページまでの所有権移転49件、賃借権設定5件です。

つづきまして、17ページをご覧ください。

報告第3号は、農地法第5条の規定による許可申請許可報告についてです。今月の報告は、18ページの1件です。つづきまして、19ページをご覧ください。

報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、20ページの5件です。つづきまして、21ページをご覧ください。

報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、22ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願ひいたします。

**【浅野議長】**

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

**【浅野議長】**

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものといたします。

**【浅野議長】**

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後3時10分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長            浅野 豊久

署名者           稲垣 哲夫

署名者           伊藤 真由美